

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		農地又は採草放牧地の権利移動の制限
根拠法令及び条項		農地法第3条第1項
所管部課係名		農業委員会事務局
審査基準	関係条項	農地法第3条第2項及び第3項
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満す必要があります。</p> <p>一般基準</p> <p>① 今回の申請農地を含め、所有している農地又は借りている農地のすべてを効率的に耕作すること</p> <p>② 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと</p> <p>③ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事（年間農業従事日数が150日以上）すること</p> <p>④ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと</p> <p>解除条件付き貸借の基準（農地所有適格法人以外の法人が行う使用貸借又は賃借の場合）</p> <p>① 権利取得後において農地を適正に管理しないと認められる場合に設定した権利を解除する旨の条件が書面による契約で記されていること</p> <p>② 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること</p> <p>③ 法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う農業に常時従事すると認められること</p> <p>④ 一般基準のうち②及び③以外の基準を満たしていること</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（令和5年4月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	20日
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）